

児童虐待防止オレンジリボン運動

11月の「秋のこどもまんなか月間」に合わせ、民生委員児童委員が児童虐待防止のシンボルマークであるオレンジリボンを作成し、児童館を利用している児童にオレンジリボン運動について説明しました。また、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、町内の保育所、こども園、小中学校、役場などにもオレンジリボンを配布しオレンジリボン運動を呼びかけました。

オレンジリボン運動は、平成17年に児童虐待防止を目指す運動として開始したのが始まりで、オレンジ色は子ども達の明るい未来を表し、オレンジリボンは子育てをお手伝いする意思のあることを示すマークで、全国的な運動となっています。



■問合せ 保健福祉課 ☎0778-47-8007

第75回人権週間(12/4～12/10)

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24年以来、12月4日から10日までの1週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めています。

町でも、人権啓発活動を推進するため、人権相談を12月4日(月)に開催します。人権に関して悩んでいることなどありましたらお気軽にご相談ください。相談は無料です。秘密は厳守します。

同 和 問 題

同和(部落差別)問題は、歴史的な発展過程で形づくられた日本固有の重大な人権問題です。「同和地区」「被差別部落」などと呼ばれる特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を妨害されたり、就職や日常生活の上で様々な差別を受けたりする問題が、現在においてもなお存在しています。あなたの子どもや親しい人が、結婚や就職する際、身元調査をされたらどう思いますか。出身地を理由に断られたら、納得できますか。

同和(部落差別)問題は差別される人の問題ではなく、差別する私たちの問題です。問題を解決するには、自分自身のこととして「差別しない、差別を許さない」という正しい認識をもって行動することが大切です。

■問合せ 町民税務課 ☎0778-47-8015

令和5年度北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12/10～12/16)

北朝鮮当局による日本人拉致は、重大な人権侵害です。拉致問題やその他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題である中、法務省では12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。これらの問題を解決するには、拉致問題やその他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

■問合せ 福井地方法務局人権擁護課 TEL0776-22-4210

福井県パートナーシップ宣誓制度が開始されました

福井県は、全ての県民が個人として尊重され、多様な価値観を認め合い、誰もが活躍できる共生社会の実現を目指しています。このたび、異性のカップルが受けられる行政サービスを性的マイノリティのカップルが受けられないという不利益を軽減するために、「福井県パートナーシップ宣誓制度」が令和5年11月1日より開始されました。宣誓手続き、受けられるサービス等の詳細については、福井県ホームページをご覧ください。

■問合せ 福井県地域福祉課人権室 TEL0776-20-0328



▲県ホームページ